名　称　本渡瀬戸灯標
位　置
所在地　五色島灯標（熊本県天草市）の北北東方約九〇〇メートル
北　緯　三二―二五―二九
東　経　一三〇―一三―〇八
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十四年十月二十六日

○海上保安庁告示第二百七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　安芸組岩灯標
位　置
所在地　三ツ石灯台（広島県呉市）の西北西方約二・三キロメートル
北　緯　三四―〇二―二二
東　経　一三二―三一―五九
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十四年十月三十日

名　称　筑後ヒヤクカン灯標
位　置
所在地　大牟田港灯台（福岡県大牟田市）の北西方約六・四キロメートル
北　緯　三三―〇四―二三
東　経　一三〇―二二―〇一
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十四年十月三十日

○海上保安庁告示第二百七十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　山口県宇部港東A灯浮標
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）
北　緯　三三―五五―三一
東　経　一三一―一四―三一
廃止年月日　平成二十四年十月三十一日

名　称　山口県宇部港東B灯浮標
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
北　緯　三三―五五―三九
東　経　一三一―一四―三五
廃止年月日　平成二十四年十月三十一日

○海上保安庁告示第二百七十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　麦埼灯台
位　置
所在地　三重県志摩市（麦埼）
北　緯　三四―一四―四九
東　経　一三六―五〇―五一
変更した事項
光　度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十四年十月三十一日

名　称　金武中城港具志川火力発電第一号灯浮標
位　置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約八・一キロメートル）
北　緯　二六―二三―五六
東　経　一二七―一五四―一五四
変更した事項
変更年月日　平成二十四年十月三十一日
変更年月日　平成二十四年十月三十一日

名　称　金武中城港具志川火力発電第二号灯浮標
位　置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約八・五キロメートル）
北　緯　二六―二四―〇一
東　経　一二七―五四―四二
変更した事項
変更年月日　平成二十四年十月三十一日

○海上保安庁告示第二百七十四号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　阿古港防波堤灯台
位　置
所在地　東京都三宅島三宅村（阿古港防波堤外端）
北　緯　三四―〇三―五八
東　経　一三九―二八―四六
廃止年月日　平成二十四年十一月一日

○環境省告示第百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十九日

環境大臣　長浜　博行

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　中央環境資源開発株式会社

ロ　住所　東京都中央区京橋一丁目七番一号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　山下　雅己

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

群馬県富岡市桑原字七曲り五百七十九番二、五百七十九番十一及び五百七十九番十三

三　無害化処理の用に供する施設の種類

石綿含有産業廃棄物の加熱処理施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

石綿含有産業廃棄物

五　申請年月日

平成二十四年十月二十九日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、群馬県西部環境森林事務所廃棄物係並びに富岡市経済環境部環境課及び安中市民部碓氷川クリーンセンター

名　称　室戸岬港一号外防波堤灯台
位　置
所在地　高知県室戸岬港（一号外防波堤外端）
北　緯　三三―一五―四九
東　経　一三四―〇九―四八
廃止年月日　平成二十四年十一月一日

○海上保安庁告示第二百七十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十九日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　戸田港防波堤灯台
位　置
所在地　静岡県戸田港（防波堤外端）
北　緯　三四―五八―一五
東　経　一三八―四六―三六
変更した事項
光　度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十四年十一月一日